

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年8月29日
【事業年度】	第86期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）
【会社名】	中部瓦斯株式会社
【英訳名】	CHUBU GAS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 捷二
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市駅前大通一丁目5番地サーラタワー
【電話番号】	(0532)51-1212(代表)
【事務連絡者氏名】	経理グループマネージャー 中嶋 敬憲
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市駅前大通一丁目5番地サーラタワー
【電話番号】	(0532)51-1212(代表)
【事務連絡者氏名】	経理グループマネージャー 中嶋 敬憲
【縦覧に供する場所】	中部瓦斯株式会社浜松支社 (浜松市東区西塚町200番地) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年3月26日に提出した第86期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(5)略

(6)取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(7)~(9)略

(訂正後)

(1)~(5)略

(6)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(7)~(9)略

(10)取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる旨定款に定めております。これは取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。